

生活保護指定介護機関制度及び介護扶助の 取り扱いについて

青森県健康福祉政策課

I 生活保護指定介護機関制度について

これまで、介護扶助の給付を担当する指定介護機関については、生活保護法による指定申請が必要（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設除く）でしたが、生活保護法が一部改正されたことに伴い、平成26年7月以降介護保険法の規定による指定又は開設許可があった介護機関については、生活保護の指定不要の申出がない限り、生活保護法による指定を受けたものとみなされることとなりました。（みなし指定）

1 平成26年7月以降、介護保険法の規定による指定（開設許可）を受けようとする介護事業者の方へ

平成26年7月1日以降、介護保険法の規定による指定（開設許可）がなされた介護機関については、生活保護の指定介護機関としての指定を受けたものとみなされます。（みなし指定）

生活保護等（※1）による指定が不要な場合（※2）には、申出書の提出が必要となります。

※1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定についても同様の取扱となります。

※2 生活保護法等による介護機関の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方又は支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、御注意ください。

○指定不要の申出書の提出先

- ・介護保険法の指定（開設許可）申請先が県の場合 → 県高齢福祉保険課へ
- ・介護保険法の指定（開設許可）申請先が市町村の場合 → 市町村介護保険担当課へ

2 生活保護等による指定介護機関の申請手続きについて

生活保護法の改正に伴い、生活保護による介護機関の指定申請方法が変更となりましたので、下記を参考に申請手続き等を行ってください。

また、指定の要件が法律上具体的に明記され、改正後の生活保護法第54条の2第4項を読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号のいずれかに該当する場合には、指定できないこととなりました。具体的な指定要件については、誓約書をご確認の上、申請書と併せて提出してください。

申請書及び誓約書の事業所名、開設者・事業者名（法人名）等は、介護保険法で指定を受けた際の正式な名称を記載して下さい。「株式会社」→「(株)」等の省略、あるいは「〇〇訪問介護事業所」→「〇〇介護予防訪問介護事業所」等、語句の追加などは行わないで下さい。開設者が法人の場合は、代表者の個人印ではなく、法人印を捺印して下さい。

申請書の提出先は、事業所の所在地を管轄する福祉事務所となります（別紙1「県内福祉事務所一覧」参照）。

なお、生活保護による介護機関の指定は、介護保険法上の指定（開設許可）を受けていることが条件となります。

○生活保護等による指定介護機関の指定申請の要否

- ・介護保険法による指定年月日が平成26年6月末日以前の場合
→ 生活保護による申請必要
- ・介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の場合
→ 生活保護による申請不要
- ・指定不要の申出をした後、生活保護の指定が必要となった場合
→ 生活保護による申請必要

3 平成26年7月より前に生活保護の指定を受けている介護事業者の方へ

改正前の生活保護による指定を受けている介護機関については、改正後の生活保護法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます。

ただし、当該介護機関については、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定（開設許可）の取消しがあったとき、又は指定（開設許可）の効力が失われても、生活保護による指定の効力は失われません。事業を廃止する場合には、生活保護による届出が必要です。（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設は、除きます。）

4 生活保護法等による指定介護機関の指定を受けている事業者の方へ（みなし指定含む）

生活保護を受給している保護者及び支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスの提供にあたっては、生活保護法等に定めるところによる他、「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護方針及び介護の報酬」に従う必要があります。（別紙2及び3参照）

5 各種届出等

届出書の提出先は、事業所の所在地を管轄する福祉事務所となります（別紙1「県内福祉事務所一覧」参照）。

（1）廃止（休止）届

事業を廃止または休止する場合には、届出が必要です。

ただし、平成26年7月以降にみなし指定を受けた介護機関が、事業を廃止する場合には、介護保険法による廃止の手続きをすることで、生活保護の指定の効力も失われます。

（2）変更届

事業者（開設者）の名称及び所在地並びに事業所の名称及び所在地に変更が生じたときは、届出する必要があります。

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることとなります。厳密には、誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求をすることができません。

○変更届が必要な事例（生活保護法）

- ・ 開設者・事業者（法人）の名称の変更
- ・ 開設者・事業者（法人）の所在地の変更
- ・ 事業所の名称の変更
- ・ 事業所の所在地の変更

上記内容に変更が生じた場合は、生活保護法による指定を受けた事業者は、忘れずに変更届を提出して下さい（代表者、責任者の変更については変更届の必要はありません）。

なお、「開設者・事業者の名称の変更」とは、法人格に継続性がある場合に限りません。そのため、別法人に事業を譲渡した時などは「名称の変更」には当たりませんので、廃止届を同時に提出することになります。

(3) 再開届

休止していた事業を再開する場合には、届出が必要です。

※ 各種届出をする際には、介護保険法による手続きも行うようお願いします。介護保険法の手続きは県高齢福祉保険課又は市町村介護保険担当課へ

6 介護保険法による事業者の指定更新に伴う処理について

生活保護法による指定を受けている事業所が、介護保険法による指定更新を受けた場合は、生活保護法の指定も自動的に継続することになり、更新等の手続は必要ありません。

なお、介護保険法で指定更新を受けられなかった場合、生活保護法による指定を取り消される可能性があります。

II 介護扶助の取り扱いについて（介護扶助と障害者総合支援法に基づく自立支援給付との適用関係）

1 介護保険被保険者（第1号及び第2号(特定疾病)）

各保険者（市町村）が要介護認定を行います。

基本的に介護保険給付及び介護扶助が自立支援給付に優先します。

2 介護保険被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者であって、医療保険未加入の者（被保護者は国民健康保険に加入できません。））

介護保険には加入できないため、福祉事務所が要介護認定を行います（実際には福祉事務所が市町村に対し要介護度判定依頼を行います）。

基本的に自立支援給付が介護扶助に優先します。

◎生活保護法では補足性の原理により、他法他施策がある場合その活用を優先することが原則となっています。したがって、介護保険被保険者以外の生活保護受給者（上記2）の介護サービス利用については、当該地域で障害者総合支援法に基づく

サービスが利用可能か検討し、利用できない場合又は利用できても十分ではない場合に限り、その不足分について介護扶助を適用することになっています。

ご不明な点があれば、保護の実施機関（福祉事務所）にご相談下さい。

別紙 1

県内福祉事務所一覧（申請書等の提出先）

事務所名 （担当課係名）	郵便番号	住所	電話番号	管轄町村 （郡部のみ）
青森市福祉事務所 （生活福祉課）	030-8555	青森市中央一丁目 22-5	017-734-1111	
弘前市福祉事務所 （生活福祉課）	036-8551	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-35-1111	
八戸市福祉事務所 （生活福祉課）	031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111	
黒石市福祉事務所 （生活福祉課）	036-0396	黒石市大字市ノ町 11-1	0172-52-2111	
五所川原市福祉事務所 （保護福祉課）	037-8686	五所川原市字岩木町12	0173-35-2111	
十和田市福祉事務所 （福祉課）	034-8615	十和田市西十二番町 6-1	0176-23-5111	
三沢市福祉事務所 （生活福祉課）	033-0011	三沢市幸町三丁目 11-5	0176-51-8770	
むつ市福祉事務所 （生活福祉課）	035-8686	むつ市金谷一丁目8-1	0175-22-1111	
つがる市福祉事務所 （保護課）	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111	
平川市福祉事務所 （福祉課）	036-0104	平川市柏木町藤山 16-1	0172-44-1111	
東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（保護課）	030-0801	青森市新町二丁目 4-30（県庁北棟3階）	017-734-9952	平内町、今別町、外ヶ浜町 蓬田村
中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（保護課）	036-8345	弘前市蔵主町4 （県弘前合同庁舎内）	0172-35-1622	藤崎町、大鰐町、板柳町 田舎館村、西目屋村
三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室（保護課）	039-1101	八戸市尻内町字鴨田7 （県八戸合同庁舎内）	0178-27-4435	三戸町、五戸町、田子町 南部町、階上町、新郷村 おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室（保護課）	037-0046	五所川原市栄町10 （県五所川原合同庁舎 内）	0173-35-2156	鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町 深浦町
下北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室（保護課）	035-0073	むつ市中央一丁目1-8 （県むつ合同庁舎内）	0175-22-2296	大間町、東通村、風間浦村 佐井村
上北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室（保護課）	039-2594	上北郡七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145	野辺地町、七戸町、六戸町 横浜町、東北町、六ヶ所村

*申請書等は事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出して下さい。

青森市に所在地がある事業所については、青森市が生活保護指定介護機関の指定等の事務を行っているので、申請書等は必ず青森市に提出して下さい（県では行っていません）。

別紙 2

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から運用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な理由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

別紙 3

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護予防の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号
改正 平成17年 厚生労働省告示第449号
平成18年 厚生労働省告示第298号
平成20年 厚生労働省告示第172号
平成24年 厚生労働省告示第181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

申 出 書

- 生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54条の2第2項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

※指定を不要とするものについて、☑してください。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

氏名 _____

住所 _____

・ 管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

平成 年 月 日

青森県知事 殿

申出者（開設者）

住所

氏名

印

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律

指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項に基づき、次のとおり指定を申請します。

※申請を希望するものについて、してください。

備考 この申請書の規格は、日本工業規格A4とする。

事業所の名称		(フリガナ)			
事業所の所在地		〒			
事業所の連絡先		電話番号		FAX 番号	
代表者の氏名等	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日	
			職名		
法人の名称等 (所在地欄には主たる事務所の所在地を記入)	名称	(フリガナ)			
		所在地	〒 (電話番号 - -)		
管理者の氏名等	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日	
住所		〒			
医療機関コード等					
施設又は実施する事業の種類 (事業の種類を記入、又は○印)		生活保護法の指定 事業等開始(予定) 年月日		既指定の 事業の 年月日	介護保険法の指定を受けている事業 指定等年月日 介護保険事業者番号
居宅介護					
介護予防					
特定福祉用具販売					
特定介護予防福祉用具販売					
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護				
	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
居宅介護支援事業					
介護予防支援事業					
職員の配置状況 利用定員等		裏面に記載のこと			
サービス費用基準額以外に必要な利用料の種類及び額					

平成 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所
(開設者) 氏名

印

実施する事業等の種類	職員の配置状況						利用員	サービス費用基準額以外に必要な利用料の種類及び額
	職種							
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						
	常勤	専従						
		兼務						
	非常勤	専従						
		兼務						

注意事項

- この書類は、知事(指定都市等市長)あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 貴機関等が指定された場合には、告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者、介護予防事業者等が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 事業の種類によって、介護保険番号が異なる場合は、番号毎に申請書を別葉としてください。
- 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設認可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 「法人の名称等」は、開設者が法人の場合に記載してください。
- 「管理者氏名等」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべてに事業の種類を記入、あるいは「○」を記載してください。
- 「既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「124.1」と記載してください。
- 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「124.1」もしくは「184.1」と記載してください。
- 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。ただし、介護老人福祉施設については、職種別の区分は必要ありません。
- 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、各事業等ごとに、申請時における数を記載してください。
- 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載して下さい。なお、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外が明確に区別されるように記載してください。
- 申請者(開設者)が法人の場合には、法人名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49の2第2項各号(第1号除く。)に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

下欄に掲げる生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。

申請者 住所(所在地)

(開設者)

氏 名

印

(誓約項目)

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号を除く。)の規定関係

1 第2項第2号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法(以下、法という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 薬事法(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

3 第2項第4号関係

申請者が、法第51条第2項の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取消された介護機関の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)。ただし、当該指定の取消し処分の理由となった事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、都道府県知事が法第54条の2第4項において準用する法第54条第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消し処分の理由となった事実その他の当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

4 第2項第5号関係

申請者が、法第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、法第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の通知をした場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に法第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が法第54条の2第4項において準用する法49条の2第2項第2号から第8号まで(前記1～7)のいずれかに該当すること。

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

指定介護機関休止・廃止届書

永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律

次のとおり（休止 ・ 廃止）したので届出ます。（いずれかに○をしてください）

介護機関等指定	番 号	
	名称（氏名）	
	所在地（住所）	
休止 ・ 廃止年月日		
休止・廃止する介護サービスの種類（複数ある場合は複数記載が可）		
休止・廃止の理由		
利用者の措置状況		
再開の見通し	（休止届けの場合のみ記載してください）	

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

届出者（申請者）

住所

氏名

指定介護機関

名称
所在地
その他

変更届書

◎下記の1, 2について、次のとおり変更したので届出ます。

(申請項目として不要な場合——(横線)で消してください。)

1 生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく指定介護機関

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、生活保護法を準用する指定介護機関

介護機関等指定	番号	
	名称(氏名)	
	所在地(住所)	
	指定を受けているサービスの種類	
変更事項	変更項目 (いずれかに○)	事業者の名称 事業者の所在地 事業所の名称 事業所の所在地
	旧	
	新	
変更年月日		平成 年 月 日
利用者の措置状況		

平成 年 月 日

青森県知事殿

届出者(申請者)

住所

氏名

印

記載要領

- 1 「事業所番号」は、算用数字で記載して下さい。
- 2 「名称」は、略称等を用いることなく、指定又は届け出た正式な名称を記載して下さい。
- 3 「利用者の措置状況」は、現に生活保護受給者にサービスを提供している場合、既に行った措置及び今後予定している措置を記載して下さい。
- 4 開設者が法人の場合には、「届出者」に法人名と共にその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印(法人印)を押印して下さい。

(表面)

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律

指定介護機関再開届書

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 介 護 機 関 等 指 定	番 号	
	名 称	(再開する事業の種類も記載してください)
	所在地	
休止年月日		平成 年 月 日
再開年月日		平成 年 月 日
再開の理由		

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

届出者 住所

氏名

印

(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接提出してください。
- 2 この書類は、介護機関等の再開後速やかに提出してください。

記載要領

- 1 介護老人福祉施設、老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業所が届け出る場合には、その事業の書類及びその解説する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
- 2 指定介護機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 3 指定介護機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用いて記載してください。
- 4 「休止年月日」は休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
- 5 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。